

木造住宅耐震改修助成事業

補助の対象となる方は？

- 1) 銚子市内に住民票がある方
- 2) 木造住宅を所有し、かつ当該補助対象住宅に居住している方
- 3) 市税等を滞納していない方

※ 市税等とは市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金・分担金を指します。

補助の対象となる住宅は？

- 1) 銚子市内にある専用住宅及び併用住宅（住居部分の割合が1/2以上）であること
- 2) 補助の対象となる方が居住していること
- 3) 地上階数が2以下であること
- 4) 昭和56年5月31日以前に着工された工事により建築されていること
- 5) 耐震診断による上部構造評点が1.0未満であること
- 6) 交付決定を受けた日の当該年度の1月末日までに、耐震改修工事が完了すること

※ 補助金の交付の対象となる回数は、一の住宅につき1回限りとします。

補助金の額

耐震改修設計、耐震改修工事及び耐震改修工事監理に要する合計費用の2分の1の額（1,000円未満は切捨て）とし、**上限100万円**

お問い合わせ

補助金の交付を受けるには、契約前に都市整備課（銚子市役所4階）への申請が必要となります。
わからない点については、TEL 0479-21-3511までお問い合わせ下さい。（裏面参照）

木造住宅耐震改修費補助金交付手続きの流れ

